

令和 9 年度児童福祉施設等に配分される学校等給食用脱脂粉乳の関税割当て証明について
(申請要綱)

児童福祉施設等の児童の給食の用に供される学校等給食用脱脂粉乳（以下「児童福祉施設等給食用脱脂粉乳」という。）については、関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）に基づき、関税が無税とされている。この軽減税率の適用を受けようとする場合には、こども家庭庁成育局長による学校等給食用脱脂粉乳の配分を行う者についての証明が必要となる。

こども家庭庁成育局長からの令和 9 年度の学校等給食用脱脂粉乳の関税割当て申請に係る証明に当たっての手続き、留意点等を下記のとおり定める。

なお、令和 9 年度の本関税割当て制度については、令和 9 年度の関税割当て制度に係る関税暫定措置法の改正法の成立及び施行をもって有効となる。

記

1 証明の対象となる物品及び業務

児童福祉施設等（※）に対し、学校等給食用脱脂粉乳（関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）別表第 1 第 0402.10 号及び第 0402.21 号に規定するものをいう。）を配分することを目的として、学校等給食用脱脂粉乳の輸入を行う業務

（※）対象となる施設及び事業は以下のとおり。

施設：保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童相談所に設置する一時保護施設、母子生活支援施設（保育施設を有するものに限る。）、児童館（保育施設を有するものに限る。）、児童心理治療施設、特例保育を行う施設、企業主導型保育施設
事業：家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、乳児等通園支援事業

2 対象期間

令和 10 年 3 月 31 日までに輸入される学校等給食用脱脂粉乳に係る証明に適用する。

3 証明書交付の担当課

こども家庭庁成育局保育政策課

4 証明書交付申請者の資格

申請に当たっての条件は、次の条件を全て満たす団体とする。

① 法人格を有すること。

※ 複数の法人が共同して事業を行う場合については、いずれかを代表法人とし、当該法人が申請すること（連名による応募は認めない。）。

② 脱脂粉乳の輸入及び販売に関する事業を、申請年度の前年度から行っている法人で、かつ、割当された物品を児童福祉施設等に配分するために自ら輸入（この申請要綱において、輸入契約の締結、貨物の荷受、税関申告、代金の決済等の行為を自己の名において行うことをいう。）しようとする者であること。

③ 児童福祉施設等給食用脱脂粉乳の輸入、配分等に係る業務を適格に遂行するに足る組織、人員等を有していること。

④ 児童福祉施設等給食用脱脂粉乳の輸入、配分等に係る業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力及び精算を適正に行う経理体制を有していること。

⑤ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）等の諸法令を遵守し、輸入に当たって適切な手続きを行うことができる者であること。

⑥ 児童福祉施設等給食用脱脂粉乳の管理に関して、適切に児童福祉施設等に対して情報提供を行うことができる者であること。

⑦ 発育途上にある児童に必要な栄養量を摂取し、心身の健全な発育を図るため、児童福祉施設等の児童に対して、安価かつ質の確保された脱脂粉乳を供給するという本制度の趣旨を理解し、適切に事業を実施することができること。

⑧ 過去において、法令等に違反する等の不正行為等を行っていないこと。（不正行為等を行った法人の場合は、行った年度の翌年度以降 5 年間を経過していること。）

5 証明に当たっての手続き

（1）手続きの流れについて

児童福祉施設等給食用脱脂粉乳の輸入及び配分に際してのこども家庭庁との間の手続きは以下のとおりとすること。

① 証明を希望する旨の申請（令和 8 年 9 月 14 日（月）～）

② こども家庭庁における審査・こども家庭庁からの証明対象としての内定連絡。（令和 8 年 10 月上旬）

③ 証明対象として内定した事業者（以下「証明対象事業者」という。）とこども家庭庁との間での協議。

④ 各児童福祉施設等の購入希望量の把握。

・こども家庭庁から各都道府県（指定都市及び中核市を含む。）及び各市町村を通じて、

全国の児童福祉施設等の購入希望量を調査（以下「購入希望量調査」という。）。(令和 8 年 11 月～令和 9 年 1 月予定)

- ・こども家庭庁から証明対象事業者に対して、全国の児童福祉施設等の購入希望量について連絡。(令和 9 年 1 月～2 月予定)

- ⑤ 購入希望量調査の結果に基づき、かつ、とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号）第 6 条の規定に基づき定められる予定の令和 9 年度の学校等給食用脱脂粉乳の関税割当てに関する事項を踏まえ、証明対象事業者からこども家庭庁成育局長に対して、学校等給食用脱脂粉乳の配分を行う者についての証明願（※）を提出。(令和 9 年 3 月下旬予定)
- ⑥ こども家庭庁から証明対象事業者に対して、令和 9 年度の学校等給食用脱脂粉乳の関税割当に関する意見書を発出。(令和 9 年 4 月上旬予定)
- ⑦ 予定された輸入時期に合わせて、関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号）第 33 条第 2 項の規定に基づき税関長へ提出する証明書の交付願（※）をこども家庭庁に対して提出。こども家庭庁から証明書を発出。
(※) これらの様式については、証明対象事業者に対し、別途連絡する。

(2) 証明対象事業者としての内定連絡について

(ア) 申請のあった申請書類一式等を審査し、その結果、次のいずれかに該当する場合には、証明対象事業者としての内定連絡は行わないこと。

- ① 事業内容が「1」に定める対象事業と合致していない場合
- ② 申請者が「4」に定める証明書交付申請者の資格を満たしていない場合
- ③ 財務諸表等の会計書類から法人の経営状況に深刻な問題があると判断される場合
- ④ 児童福祉施設等給食用脱脂粉乳の配分に当たって、全国一律の価格設定をしていない場合
- ⑤ 「6」に定める申請書類が全て提出されていない場合

(イ) 証明対象事業者としての内定連絡については、原則として、令和 8 年 10 月上旬に行うが、審査に時間を要する場合には、この限りではないこと。

(ウ) 内定後の事業の実施に当たっては、こども家庭庁成育局保育政策課職員と適宜協議を行うこと。

(3) 各児童福祉施設等の購入希望量の把握について

購入希望量の把握に当たっては、こども家庭庁から各都道府県（指定都市及び中核市を含む。）及び各市町村を通じて、全国の児童福祉施設等の購入希望量の調査を実施するが、この際には、児童福祉施設等が購入先の選択を円滑に行うことができるよう、販売予定価格、販売形態（販売単位や包装形態）、販売法人名等を示すこととしている。

この際、販売予定価格等については、「6 申請書類 ②事業実施計画書」に記載された販売予定価格等を基本とし設定されるものであるが、内定した法人の事業内容等を踏まえ、再度提出を求めることがあること。

なお、購入希望量調査で把握された児童福祉施設等給食用脱脂粉乳の数量については、こども家庭庁成育局長による証明の際の数量確認に用いる数量であり、最終的な割当数量は農林水産省に対する関税割当申請の中で定められることに留意すること。

(4) 各児童福祉施設等との契約について

把握された購入希望量に基づく児童福祉施設等給食用脱脂粉乳の購入契約については、個々の児童福祉施設等と事業者間で直接行うものであるが、児童福祉施設等からの追加の購入希望等の特段の購入希望量の変更要望がない限り、原則として購入希望量調査の際に提示した販売予定価格・各児童福祉施設等の購入希望量により、児童福祉施設等との契約を行うこと。

この際には、配分先の施設等に対して、関税暫定措置法第10条の規定に基づく用途外使用等の制限、関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第33条第5項の規定に基づく学校等給食用脱脂粉乳に関する帳簿の整備や同条第6項に基づく業務報告書の提出等の児童福祉施設等における諸手続について適切に情報提供を行うとともに、配分に当たって生じる児童福祉施設等からの個々の問い合わせに対して適切に応じること。

6 申請書類

(1) 児童福祉施設等給食用脱脂粉乳の輸入及び配分業務に係る次の書類

- ① 令和9年度児童福祉施設等給食用脱脂粉乳の証明書交付に係る申請について（別紙1）
- ② 事業実施計画書（別紙2）
- ③ 事業実施スケジュール表（令和9年度児童福祉施設等給食用脱脂粉乳の輸入・配分に関するもの）（別紙3）
- ④ 令和7年度児童福祉施設等給食用脱脂粉乳の輸入実績・配分実績（別紙4）
※実績がある場合のみ。

(2) 法人の概要、活動状況に係る次の書類

- ① 定款又は寄附行為（様式なし）
- ② 役員名簿（様式なし）
- ③ 法人の概況書（別紙5）
- ④ 直近の事業年度の事業報告又は同等の書類（様式なし）
- ⑤ 令和9年度の事業計画（様式なし）
- ⑥ 中期経営計画（様式なし） ※作成している場合。

⑦ 令和7年度脱脂粉乳の輸入及び販売に関する事業の実績表（別紙6）

※ 令和7年度に児童福祉施設等給食用脱脂粉乳のみを輸入している場合は、別紙4の提出をもって省略可。

⑧ 暴力団排除に関する誓約書（別紙7）

（3）法人の経理状況に係る次の書類

① 令和9年度予算（見込み）書抄本（様式なし）

② 直近の事業年度の決算書（財務諸表又は計算書類。ただし、附属明細書を除く。）、監事等による監査結果報告書（様式なし）

7 提出期限

令和8年9月14日(月)必着（持参の場合には、午後5時まで）

※ 提出期限を超過して届いた申請書類については、受け付けないので、期限の厳守について、特に留意すること。

8 提出方法等

（1）申請書類の送付先は、次のとおりとすること。

＜提出書類の送付先＞

〒100-6090

東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング21階

こども家庭庁成育局保育政策課保育医療対策係

（2）提出部数は2部とすること。（「6（1）① 令和9年度児童福祉施設等給食用脱脂粉乳の証明書交付に係る申請について（別紙1）」については、原本及びその写しの2部とすること。）

（3）「6 申請書類」のうち、

（1）児童福祉施設等給食用脱脂粉乳の輸入及び配分業務に係る次の書類

① 令和9年度児童福祉施設等給食用脱脂粉乳の証明書交付に係る申請について（別紙1）

② 事業実施計画書（別紙2）

③ 事業実施スケジュール表（令和9年度児童福祉施設等給食用脱脂粉乳の輸入・配分に関するもの）（別紙3）

（2）法人の概要、活動状況に係る次の書類

③ 法人の概況書（別紙5）

については、申請書類の提出と併せて電子媒体をメールにて送付すること。

送付する際は、

・メールの件名に「【法人名】令和9年度児童福祉施設等給食用脱脂粉乳関税割当て証明書申請」と記載し、

- ・メール本文中に連絡先を明記すること。

なお、当該メールが「7」の提出期限までに届いたとしても、申請書類が郵送等で届いていない場合には、申請書類を受け付けないので、留意すること。

＜提出先メールアドレス＞

hoikuseisaku.hoikuiryou@cfa.go.jp

- (4) 申請に際しての疑義が生じた場合には、以下の問い合わせ先に照会すること。

こども家庭庁成育局保育政策課保育医療対策係

電話：03－6858－0056（直通）

9 その他

- (1) 記載事項の変更について

申請者は、内定又は証明に当たって提出した書類に記載された事項の変更が生じた際には、こども家庭庁に対し、変更した事項の報告を行うこと。

- (2) 追加資料の提出

こども家庭庁は、受付後の審査に当たって、この申請要綱に定められた提出すべき申請書類以外の書類が必要となった場合には、申請者に対して追加書類の提出及び説明を求めることがあること。

また、こども家庭庁は、内定後又は証明後において、公正かつ公平な関税割当制度を維持するため、必要に応じて、申請のあった案件に関連する書類、帳簿、その他データの提出及び説明を求めることがあること。

- (3) 証明書の交付を受けた者の氏名等の公表

こども家庭庁は、本申請要綱に基づき、証明書の交付を受けた者の氏名（名称）及び住所（所在地）をこども家庭庁のホームページにおいて公表すること。

- (4) 内定及び証明の取り消しについて

(ア) 申請者のうち、次に掲げる者については、証明法人としての内定又は証明を取り消し、当該取り消しに係る事案の判明した日からその日の属する年度の翌々年度の末日まで申請要件を満たさない申請者として取り扱われることがあること。

さらに、証明について、交付時に遡り無効とすることがあること。

- ①各種申請の際に、内定又は証明の可否を判断するに必要かつ重要な事実を告げなかった若しくは真実でないことを告げた者又は提出すべき書類の提出を怠った者
- ②こども家庭庁から申請のあった案件に関連する書類、帳簿、その他データの提出及び説明を求めた際に、自ら輸入を行っている事実を証明できない者又は適正な輸入配分業務を行っている事実を証明できない者
- ③内定又は証明に当たって提出した申請書類に記載された事項の変更が生じたとき

に、変更した事項の報告を怠った者

(イ) (ア) により内定を取り消し又は証明を無効とする場合には、申請者の名称及び住所をこども家庭庁のホームページにおいて公表する場合があること。

(5) その他関税割当申請に当たっての手続きについて

学校等給食用脱脂粉乳の関税割当申請に当たっては、この申請要綱に定める手続きの他、関税割当制度に関する政令（昭和 36 年政令第 153 号）第 2 条第 1 項の規定及び畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、所定の手続きを行わなければならないこと。

また、学校等給食用脱脂粉乳の管理に当たっては、関税暫定措置法第 10 条の規定に基づく用途外使用の制限、関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号）第 33 条第 5 項の規定に基づく学校等給食用脱脂粉乳に関する帳簿の整備及び同条第 6 項に基づく業務報告書の提出等の関連法令の規定を遵守すること。

提出書類のチェックリスト

- 必要な書類は以下のとおりですので、提出の際の事前チェックに御活用ください。
- 書類に漏れがあった場合には、申請を受け付けません（返却します。）。

- 以下の書類を各々2部ずつ用意すること。

((1) ①については、原本及びその写しの2部とすること。)

(1) 児童福祉施設等給食用脱脂粉乳の輸入及び配分業務に係る次の書類

- ① 令和9年度児童福祉施設等給食用脱脂粉乳の証明書交付に係る申請について（別紙1）
- ② 事業実施計画書（別紙2）
- ③ 事業実施スケジュール表（令和9年度児童福祉施設等給食用脱脂粉乳の輸入・配分に関するもの）（別紙3）
- ④ 令和7年度児童福祉施設等給食用脱脂粉乳の輸入実績・配分実績（別紙4）
※実績がある場合のみ。

(2) 法人の概要、活動状況に係る次の書類

- ① 定款又は寄附行為（様式なし）
- ② 役員名簿（様式なし）
- ③ 法人の概況書（別紙5）
- ④ 直近の事業年度の事業報告又は同等の書類（様式なし）
- ⑤ 令和9年度の事業計画（様式なし）
- ⑥ 中期経営計画（様式なし） ※作成している場合
- ⑦ 令和7年度脱脂粉乳の輸入及び販売に関する事業の実績表（別紙6） ※令和7年度に児童福祉施設等給食用脱脂粉乳のみを輸入している場合は、別紙4の提出をもって省略可
- ⑧ 暴力団排除に関する誓約書（別紙7）

(3) 法人の経理状況に係る次の書類

- ① 令和9年度予算（見込み）書抄本（様式なし）
- ② 直近の事業年度の決算書（財務諸表又は計算書類。ただし、附属明細書を除く。）、監事等による監査結果報告書（様式なし）